

# 建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業を行う 補助事業者の募集についての公示

令和6年3月21日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業を行う補助事業者の募集について公示する。

※本業務は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますのであらかじめご了承ください。

## 1. 事業概要

### 1) 事業名

建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業

### 2) 事業目的

国土交通省では、令和4年6月に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が創設された。本制度は、建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置の促進を目的としており、市町村が建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を公表した場合、促進計画の対象区域内において、①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務、②促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法（昭和25年法律第201号）の形態規制（建築物の高さ・容積率・建蔽率）の特例許可等が措置される。本制度の施行は、改正法の公布から2年以内とされている（令和6年4月施行予定）。国土交通省においては、市町村における本制度の円滑な活用に向けて、促進計画の作成に係るガイドライン（以下「ガイドライン」）を公表したところである（建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>）。

本事業では、地方公共団体における促進計画の作成検討に係る先行的な取組を支援するほか、制度活用意向の調査分析や先行事例を踏まえたガイドラインの拡充等の検討を実施することにより、制度の円滑な施行及び市町村における

制度の活用促進を図ることを目的とする。

### 3) 事業内容

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に関して行う次の事項

- ① 都道府県、市町村、特別区が実施する、促進計画の作成検討（令和6年度中に原案作成を目指すなど、先行的な取組として他の地方公共団体への波及効果が見込めるもの）。
- ② 民間事業者等が実施する、地方公共団体へのガイドラインの周知及び制度活用意向の調査分析、促進計画の作成検討に先行的に取り組む地方公共団体への技術的な支援、及び相談体制等の整備。

## 2. 事業期間

令和6年4月上旬 ～ 令和7年3月31日

## 3. 公募対象事業者の要件

- ① 促進計画の作成を予定している都道府県、市町村、特別区とする。
- ② 次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。
  - 1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
  - 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

## 4. 補助金の額

定額とする。補助額は、3) 事業内容①・②それぞれ1件あたり7,000千円程度（全体で3件程度の採択）を想定しているが、提案件数や提案内容等を踏まえて、提案毎の採択上限額を決定するものとする。

## 5. 手続き等

### (1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：

令和6年3月21日(木)～令和6年9月30日(月)18時00分

※予算により、締切前に受付終了となる場合がある。

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限

令和6年9月30日(月)18時00分まで(必着)

※予算により、締切前に受付終了となる場合がある。

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

・着信を確認すること。

・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎 2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」

「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 秋岡、前田、齋藤

電話：03-5253-8111(内線39-429、39-437、39-458)

電子メール：[akioka-n2mw@mlit.go.jp](mailto:akioka-n2mw@mlit.go.jp)、[maeda-k92ta@mlit.go.jp](mailto:maeda-k92ta@mlit.go.jp)、[saitoh-k2mt@mlit.go.jp](mailto:saitoh-k2mt@mlit.go.jp)

6. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。なお、

提案書を受付次第、順次審査・特定を行う。

## 7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。